

処置

通則

9 看護師等という患者に対して情報通信機器を用いた診療を行った場合であって、第1節に掲げる処置を実施した場合は、看護師等遠隔診療処置実施料として、第1節の各区分の所定点数に代えて、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを算定する。

イ 1種類の場合 100点

ロ 2種類以上の場合 150点

マスタ

140927510 看護師等遠隔診療処置実施料（1種類） 100点

140927610 看護師等遠隔診療処置実施料（2種類以上） 150点

J038 人工腎臓（1日につき）

注1から14（省略）

注15 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、腎代替療法診療体制充実加算として、20点を所定点数に加算する。

システム対応

① 施設基準

4267 腎代替療法診療体制充実加算

マスタ

140927770 腎代替療法診療体制充実加算（人工腎臓） 20点

J045-3 電気インピーダンス断層撮影（1日につき） 1,550点

注 別に厚生労働大臣が定める患者であって、区分番号J045に掲げる人工呼吸の3を算定しているものに対して、電気インピーダンス断層撮影を実施し、その結果に基づいて人工呼吸器の設定を行った場合に、一連の入院期間中において10日を限度として算定する。

マスタ

140927810 電気インピーダンス断層撮影（1日につき） 1550点

処置

J062-2 同種死体移植腎機械灌流保存 18,848点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、採取した移植用死体腎を機械灌流を用いて保存した場合に算定する。

システム対応

① 施設基準

4268 同種死体移植腎機械灌流保存

マスタ

140927910 同種死体移植腎機械灌流保存 18848点

J065 間歇的導尿（1日につき） 150点

注 在宅自己導尿を予定している入院中の患者に対し、間歇導尿用ディスポーザブルカテーテルを使用した場合に、親水性カテーテル加算として70点を所定点数に加算する。

マスタ

140928070 親水性カテーテル加算 70点